

# 産業財産権紛争調停委員会運営細則

特許庁告示第 2021-19 号、2021.11.18. 一部改正

特許庁(産業財産保護支援課) 042-481-5278

## 第 1 章 総則

**第 1 条(目的)** この運営細則は発明振興法(以下“法”という)及び発明振興法施行令(以下“令”という)で産業財産権紛争調停委員会(以下“調停委員会”という)の運営について委任された事項とその事項に必要な事項を規定することを目的とする。

**第 2 条(適用範囲)** 産業財産権紛争の調停手続については関係法令で定めたことを除いてこの細則が定めるところによる。

## 第 2 章 調停委員会議

**第 3 条(機能)** 調停委員会は次の各号の事項を審議・議決または調停する。

1. 産業財産権紛争調停及び紛争調停業務に関する基本計画
2. 産業財産権紛争調停委員会の運営細則の制定及び改正に関する事項
3. その他委員長が調停委員会で審議・議決する必要があると判断する主要紛争調停の関連事項等

**第 4 条(調停業務の委任)** 調停委員会は第 7 条の規定により構成される調停部に調停業務を委任して処理できる。

**第 5 条(調停委員会議の開催)** ①調停委員会議は委員長または全体調停委員の中 1/3 以上の招集要求がある時に開催する。

②調停委員会議は「行政機関所属委員会の設置・運営に関する法律施行令」第 5 条第 2 項各号のいずれか一つに該当する場合には書面で開催することが出来る。

**第 6 条(幹事)** 令第 24 条の規定により任命する幹事は産業財産紛争対応課長にする。

## 第 3 章 調停部

**第 7 条(調停部の構成)** ①法第 42 条により構成される調停部は調停委員会の委員の中で委員長が指定した 3 人の委員で構成するが、調停申請金額が 500 万ウォン以下であったり、委員長が必要であると判断する場合には 2 名以下の委員で構成することができる。

②第 1 項の調停部に委員長は円満な調停手続き進行のために委員のうち 1 名を調停部長に指名する。

③調停部長は該当事件の調停のために必要な場合、次の各号の事項を委員長に依頼することができる。

1. 第 23 条の規定により構成される調査班の構成及び運営に必要な事項
2. 当事者の出席及び陳述に必要な資料の提出
3. 関係機関・団体に対する紛争調停に必要な資料協力の要請等

**第 8 条(調停部の機能)** ①調停部は法令とこの細則が定める紛争調停手続により産業財産権紛争調停を公正で効

率的に遂行する。

②調停部は紛争の実体を把握して合理的で公正な調停案を作成し、これに基づいて両当事者が和解するように勧告するなど調停役割を担当する。

**第9条(指名書の送付)** 委員長は第7条の規定により指名された調停部の調停委員に指名書を送付し、両当事者にも当該事件の調停を担当する調停委員の名簿を送付しなければならない。

**第10条** 削除

**第11条(調停委員会の忌避)** 削除

**第12条(除斥又は忌避の疏明)** ①法第41条の2第1・2項により除斥または忌避申請をしようとする者はその原因を記載した書面を委員長に提出しなければならない。

②委員長は第1項の規定により除斥または忌避申請が理由ありと認められた時には遅滞なく他の調停委員を指名し、理由なしと認めるときにはその申請を棄却する。

**第13条(回避)** 削除

#### 第4章 調停申請等

**第14条(削除)**

**第15条(申請書の提出等)** ①法第43条により産業財産権の紛争に対して和解の斡旋・調停を申請しようとする者は別紙第1号書式による産業財産権紛争調停申請書をハングルで記載して添付書類と一緒に提出しなければならない。但し、被申請人が在外者である場合、申請人は英文または被申請人の母国語で翻訳した調停申請書と一緒に提出しなければならない。

②申請人は調停申請書の原本と一緒に被申請人の数に該当する写しを提出しなければならない。

③委員長は調停申請書の提出がある時には受付番号を付与し、申請人に受付証を発給しなければならない。

④委員長は申請書の記載事項及び必要な添付書類が具備されたかを審査し、必要と判断する場合には相当な期間を定めて申請人にその補完を要求することができる。

**第16条(申請の変更)** ①申請人は調停申請書を提出した後30日以内にその内容の変更を申請することができる。

②委員長は調停申請に対する変更がある場合、その内容を相手方に遅滞なく書面で通知しなければならない。

**第17条(代理人)** ①申請人と被申請人は調停申請書又は答弁書の提出等一切の手続を代理人に委任して遂行することができる。

②第1項による代理人は弁理士法第5条により弁理士に登録された者、弁護士法第7条により弁護士に登録された者又は申請人と被申請人の配偶者、直系血族、兄弟・姉妹又は所属職員に限定する。

③第2項の弁理士法第5条の規定により弁理士に登録された者の代理範囲は弁理士法第2条に規定された業務に限定する。

**第18条(申請の却下)** ①委員長は法第43条の2、第44条の規定に反する調停申請である時にはその申請を却下しなければならない。

②申請を却下する時にはその理由を明示して申請人に遅滞なく調停申請却下書を送付しなければならない。

**第19条(申請の取下げ)** ①申請人は当該調停手続が終結される前には書面で調停申請を取下げることができる。

②委員長は第1項の規定により取下げ書を受け付ける場合、遅滞なく被申請人に申請が取下げられたことを通知し

なければならない。

**第 20 条(出席要請書の送付)** 委員長は第 18 条の規定に該当されない申請の時には遅滞なく被申請人に調停申請書の副本等を添付して出席要請書を送付しなければならない。

**第 21 条(答弁書の提出)** ①出席要請書を受けた被申請人は次の各号の事項を記載した答弁書を委員長に提出しなければならない。

1. 調停に応じるかの可否
2. 申請人の申請趣旨と理由等に対する意見
3. 紛争解決のための要請事項等

②答弁書の提出期日は出席要請書を通報した日から 20 日以内にする。但し、在外者の場合 30 日以内にする。

## 第 22 条 削除

**第 22 条の 2(調停期間の延長)** 委員長が法第 43 条第 3 項但書きにより調停期間を延長するためには別紙第 19 号書式の同意書を通じて両当事者の同意を受けなければならない。

## 第 5 章 紛争調査

**第 23 条(調査班の構成)** ①委員長は法第 45 条の 2 により当該事件の調停部長が必要と依頼した事項を調査するために関連分野の専門家か特許庁の公務員等を委嘱して調査班を構成することができる。

②委員長が委嘱した調査班は調査結果を調停部に説明または書面で提出する。

③第 2 項の規定により説明または書面で提出された資料は調停部の調停案作成のための基礎資料のみに活用しなければならない。

**第 24 条(秘密漏洩の禁止)** 調査班員又はその職にいた者は調査班員で職務遂行中、知り得た秘密を漏洩してはいけない。

## 第 6 章 紛争調停等

**第 25 条(調停期日の指定等)** 委員長は調停部の意見を聞き、当該事件の紛争調停のための調停期日を指定して当事者または代理人に通報しなければならない。

**第 26 条(調停期日の延期)** 調停部は、紛争の円満な調停のために職権で、または当事者が正当な事由で延期申請をする場合、調停期日を延期することができる。

**第 27 条(調停案の作成)** ①調停部は調停期日に調停会議を通じて調停案を作成しなければならないが、その内容は次の各号の事項を全部又は一部を選択して作成することができる。

1. 調停の対象
2. 損害賠償額かロイヤルティー支払等金銭の債権、債務に関する事項
3. 在庫量の処分に関する事項
4. 調停に所要された費用の負担に関する事項
5. 向後当該紛争事件で審判、裁判等を請求しないという不爭条項
6. 両紛争当事者間にクロスライセンス、技術協力等戦略的提携に関する事項
7. その他紛争解決のための両当事者が合意しなければならない事項

②調停案には当該権利の無効及び取消しの可否、権利範囲の確認等審判のみにより判断しなければならない事項を記録してはいけない。

**第 28 条(和解勧告)** ①調停部は調停期日に両当事者が出席した中で分離又は合席させて第 27 条の規定により作成された調停案の受諾勧誘等和解を勧告する。

②調停部が作成させた調停案は調停案の受諾勧誘の過程で両当事者が合意する場合、その内容を修正することができる。

③調停期日に当事者の中で一方が出席しなかったり委員長が必要と判断される場合には調停案を当事者に送付して 20 日以内に受諾可否を書面で提出することができる。但し、在外者の場合 30 日以内に受諾可否を書面で提出することができる。

④調停部は和解勧告をしつつ両当事者間にクロスライセンス、技術協力等戦略的提携を結ぶように積極的に勧誘して和解の効果を極める。

**第 29 条(調停調書の作成等)** ①調停部は両当事者が和解することを合意する場合、第 27 条の各号で定めた内容を参考して調停調書を作成する。

②調停調書は両当事者、調停部の調停委員、調停委員会の委員長がこれを確認する。

③調停調書は 3 部を作成して調停委員会、申請人、被申請人が 1 部ずつ保管する。

④調停調書の作成には第 27 条第 2 項を準用する。

**第 29 条の 2(調停調書の更正)** 調停調書の更正は、「民事訴訟法」第 211 条第 1 項および第 2 項を準用する。この場合、「民事訴訟法」第 211 条第 1 項および第 2 項のうち「判決」は「調停調書」と、「法院」は「委員長」とみなす。

**第 30 条** 削除

**第 31 条(手続の非公開)** 調停部が行う調停の手続は公開しない。

## 第 7 章 補則

**第 32 条(手当等の支払)** 調停委員及び調査班員には予算の範囲で手当及び旅費を支払うことができる。

**第 33 条(当事者の地位承継)** ①斡旋・調停手続の係留の中で当事者が死亡、能力の喪失その他の事由で手続を続けることができない場合には法令によりその地位を承継した者が当事者の地位を承継することができる。

②第 1 項の規定により当事者の地位を承継しようとする者は書面で申請しなければならない。

③委員長が第 2 項の規定による申請を受けた時は遅滞なく承継可否を決定しなければならない。

**第 34 条(代表者の選定申告)** ①当事者の一方が 2 人以上の場合は代表者を選定することができる。但し、当事者の一方が 5 人以上の場合には必ず代表者を選定しなければならない。

②第 1 項の規定により選定された代表者は代表者であることを証明する書類を委員長に提出しなければならない。

**第 35 条(調停委員の委嘱)** ①特許庁長は法第 41 条第 3 項による調停委員を委嘱する前、委嘱候補者から別紙第 20 号書式の事前診断書を受けなければならない。

②特許庁長は第 1 項による事前診断書を通じて委嘱候補者が調停委員会の職務を公正に遂行できると判断すると該当委嘱候補者を調停委員に委嘱し、別紙第 21 号書式の誓約書を提出させる。

**第 36 条(他機関連携調停の特則)** ①紛争調停に関連して法第 49 条の 3 により事件の回付を受けたり、または検察庁等の業務協力関係がある機関から事件の移送を受けた場合には第 15 条第 1 項による調停申請があるものとみなす。

②委員長は第1項により移送された事件に対する調停手続が終了されると別紙第22号書式の通報書に調停結果を作成して事件を移送した機関に通報しなければならない。

**付則 <第2021-19号、2021.11.18.>**

この告示は2021年11月18日から施行する。